

## 議案第 24 号

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 28 年渋川市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項本文中「第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「同表の第 2 欄」を「省令第 10 条第 2 号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした共同住宅等（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。）にあつてはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第 2 の第 1 欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

第2条第1項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅部分」に改め、同号イ（ア）中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ（イ）中「（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ（イ）」に改め、同項第4号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸」を「住宅部分」に、「第2号ア（」を「第2号（同号ア及びイの規定を」に改め、同号イ中「住宅部分が」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号イ（ア）中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄」に改め、同号イ（ウ）中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住戸及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ（ウ）」に改め、同項第5号中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第3項の表第1号、第2号ア並びにイ（ア）及び（イ）、第3号イ（ア）並びに第4号イ（ア）及び（イ）の項の前に次のように加える。

第1号	省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあつ	同表の第4欄
-----	--	--------

	ては同表の第3欄	
第2号ア、第3号イ（ア）及び第4号イ（ア）	誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

第2条第3項の表第1号、第2号ア並びにイ（ア）及び（イ）、第3号イ（ア）並びに第4号イ（ア）及び（イ）の項中「第1号、第2号ア並びにイ（ア）及び（イ）、第3号イ（ア）並びに第4号イ（ア）及び（イ）」を「第2号イ及び第4号イ（イ）」に改め、同表第3号イ（イ）の項中「（以下「誘導基準標準入力法に係る基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号イ（ウ）及び第5号の項中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第4項中「第35条第2項」の次に「（法第36条第2項において準用する場合を含む。））」を加える。

第3条第1項第1号中「（以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」に、「同号イ（2）（i）」を「同号イ（2）」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同項第2号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）」に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。））」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同号イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第4号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法

」に改め、同号ウ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第5号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第2項の表第1号の項中「（以下「性能基準」を「又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」に、「同号イ（2）（i）」を「同号イ（2）」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同表第2号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ（2）（ii）及びロ（2）」に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。））」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第2号イ及び第4号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第3号アの項中「第3号ア」の次に「及び第4号ア」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同表第3号イの項中「第3号イ」の次に「、第4号ウ及び第5号」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号アの項及び第4号ウ及び第5号の項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 令和4年10月1日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項</p>	<p>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（消費性能向上計画認定手数料の額）</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項</p>

第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。)にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適

第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄

\_\_\_\_\_に掲げる額

(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

イ 住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)にあっては(ア)に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(イ) 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

ウ 住戸及び住棟について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄

用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号(同号ア及びイの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) (略)

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(ウ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号ア(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄

に掲げる額

(イ) (略)

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住戸及び建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合イ(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「 <u>誘導性能基準等</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「 <u>誘導仕様基準</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	<u>誘導性能基準等</u> が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、 <u>誘導仕様基準</u> が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「 <u>誘導基準標準入力法に係る基準等</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)	同表の第4欄

の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 (略)

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号、第2号ア並びにイ(ア)及びイ(イ)、第3号イ(ア)並びに第4号イ(ア)及びイ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「 <u>誘導基準標準入力法に係る基準</u> 」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)	同表の第4欄

	)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例(平成18年渋川市条例第265号)第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の

	)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例(平成18年渋川市条例第265号)第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法」に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅にあっては次に掲げる額の

## 合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準

が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。）次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等であるものに限る。）仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては

## 合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準（以下「フロア入力法に係る基準」という。）

が適用される建築物並びに仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。）次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅であるものに限る。）仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては



